

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成21年2月27日
北陸電力株式会社

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」について修正し、本日、経済産業大臣に届出いたしましたので、その要旨をお知らせいたします。

これは、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、毎年検討を加え、石川県知事及び志賀町長との協議を経て本計画を修正し、その要旨を公表するものです。

今回の修正では、本計画で定める災害対策組織のうち、原子力班及び原子力情報班の業務分掌の明確化を図るなどの修正を行いました。

以 上

添付資料：原子力班及び原子力情報班の業務分掌の明確化

原子力班及び原子力情報班の業務分掌の明確化

【修正前】

原子力班 (班長： 原子力部長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集・連絡 2. 事故状況の把握、応急復旧対策の総括 3. 放射線被害状況の把握、放射線管理の総括 4. オフサイトセンターへの人員派遣
------------------------	---

【修正後】

原子力班 (班長： 原子力部長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集・連絡 2. 事故状況の把握、応急復旧対策の総括 3. 放射線被害状況の把握、放射線管理の総括 4. オフサイトセンターへの要員派遣 5. <u>他の原子力事業者への協力要請</u>
------------------------	---

原子力情報班 (班長：社長が 指名する者)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集・連絡 2. 事故状況の把握、応急復旧対策の総括 3. 放射線被害状況の把握、放射線管理の総括 4. <u>発電所、オフサイトセンター及び総本部の要員派遣の総括</u>
-----------------------------	---

原子力情報班 (班長：社長が 指名する者)	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>原子力班との情報連絡</u> 2. 事故状況、応急復旧対策の総本部内周知 3. 放射線被害状況、放射線管理状況の総本部内周知 4. <u>他の原子力事業者への協力要請の支援</u>
-----------------------------	---

(下線部：修正箇所)

(下線部：修正箇所)

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定